

# 障害福祉計画及び障害児福祉計画に 係る基本指針の見直しについて

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

## 令和3年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

### 1. 基本的事項について

- (1) 障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされている。

#### 障害者総合支援法（抜粋）

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
  - 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 三 次条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び第 89 条第 1 項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
  - 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6 略)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

第 89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
  - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
    - 一 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
    - 二 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
    - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
    - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
  - 4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- (5～9 略)

(2) また、児童福祉法により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされている。

#### 児童福祉法（抜粋）

第33条の19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第33条の22第1項及び第2項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第1項及び第33条の22第1項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
  - 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 三 次条第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
  - 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6 略)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

第33条の22 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
  - 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 3 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第2号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第2号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 四 前項第2号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。（5～8 略）

(3) 基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。

第1期計画期間 H18年度～20年度	第2期計画期間 H21年度～23年度	第3期計画期間 H24年度～26年度	第4期計画期間 H27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) H30年度～R2年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後の見直し等を踏まえ、令和2年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成

(4) 都道府県・市町村に令和3年度から5年度に向けた、障害福祉計画及び障害児福祉計画（いずれも計画期間は、平成30年度から令和2年度）の見直しを令和2年度中に行っていただくことから、今年度中に現行の基本指針について必要な見直しを行うこととしたい。

## 2. 最近の施策の主な動き

- これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書（H29. 2）
- 第7次医療計画についての通知（H29. 3. 31）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業・支援事業創設（H29. 4）
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30. 4. 1 施行）
  - ・ 自立生活援助の創設
  - ・ 就労定着支援の創設
  - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
  - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
  - ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28. 6. 3 施行）
- 障害者サービス等報酬改定（H30. 4）
- 障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行（H30. 6）
- ギャンブル等依存症対策基本法の施行（H30. 10）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（H31. 3）
- 障害者雇用促進法の改正（R 元. 6）
- 読書バリアフリー法の施行（R 元. 6）
- 農福連携等推進ビジョン取りまとめ（R 元. 6）
- 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告（R 元. 6）
- 就学前の障害児の発達支援の無償化（R 元. 10. 1 施行）
- 障害福祉人材の処遇改善及び消費税率引き上げに伴う報酬改定（R 元. 10. 1 施行）

## 3. 基本指針見直しのポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進  
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、現在有する機能の水準や充足状況が十分であるか継続的に検証及び検討を行うことを明記してはどうか。  
また、近年の地域生活への移行者数の減少傾向を踏まえるとともに、重度の障害者への支援を可能とする日中サービス支援型共同生活援助や、円滑な地域生活に向けて定期的な居宅訪問や随時の相談助言等を行う自立生活援助等により、地域において障害者の生活を支えるサービスを充実させる方向で、基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築  
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」（以下、推進事業）実施自治体の増加、保健・医療・福祉関係者による圏域ごとの協議の場の設置等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところではあるが、長期入院者数の減少等、成果目標の達成に向けた取組をより一層推進する必要がある。  
包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を、今後も計画的に推進する観点から「精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇」（※）

を新たに成果目標として追加してはどうか。

また、精神障害者の地域支援に係る事項については、活動指標でより具体的に示してはどうか。

※定義例：精神病床からの退院者のその後1年間の地域生活総日数を精神病床からの退院者実人数で除したものの。

さらに、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、昨今、関心が高まっており、ギャンブル等依存症に関する自治体、医療機関、障害福祉サービス事業者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や、自助グループへの支援、障害者福祉サービス担当職員の依存症の理解促進等が重要と考えられるが、基本指針に、依存症に係る取組事項について記載してはどうか。

### ③ 福祉施設から一般就労への移行等

就労系サービスについては、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要がある。また、平成30年4月に創設された就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていかななくてはならない。

加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められている。さらに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。

これらを踏まえ、就労系サービスについて、以下のとおりとしてはどうか。

- (1) 一般就労に移行する者の目標値については、新たに、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の区分別に設定することとしてはどうか。
- (2) 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値については、平成30年度報酬改定等を踏まえて、設定しないこととしてはどうか。
- (3) 就労定着支援事業の利用者数に係る目標値を設定することとしてはどうか。
- (4) 「農福連携」、「大学在学中の就労移行支援事業」、「高齢障害者における社会参加・就労」に関する記載を盛り込んでどうか。

### ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針2019）において、「複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性が示されたことを踏まえ、「断らない相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢・理念を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者及び発達障害児（以下「発達障害者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障害者等の家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図ることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

また、発達障害の診断待ちが深刻な状況となる中、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑥ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

(1) 聴覚障害児の早期支援の推進

聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要であることから、都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用し難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

(2) 児童発達支援センターと障害児入所施設の果たすべき役割の明記

児童発達支援センターの地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることを明記してはどうか。

また、児童発達支援センターが果たすべき地域支援機能等について、市町村の障害福祉主管部局が代替する方法が考えられることを明記してはどうか。

そのほか、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえ、障害児入所施設について、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要があることを明記してはどうか。

(3) 18歳以降の支援のあり方についての協議のための体制整備

障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降になった場合についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要があることを明記してはどうか。

(4) 都道府県・市町村障害児福祉計画におけるニーズの把握

都道府県及び市町村における障害児福祉計画の策定については、地域における支援

のニーズを把握することを求めているが、特に、重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズを把握すべきことを明記してはどうか。また、重症心身障害児については障害児入所支援、医療的ケア児については短期入所の利用ニーズについて、特に把握する必要があることを明記してはどうか。

⑦ 障害者による文化芸術活動の推進

平成30年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び同法第7条に基づき文部科学大臣・厚生労働大臣が定めた「障害者文化活動推進基本計画」を踏まえ、関係者等の連携の機会を設けるとともに、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、その手段として都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑧ 障害福祉サービスの質の確保に関すること

現在の指針には、第三者評価や障害福祉サービス等情報公表制度などを記載しているが、多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施するには、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込んでどうか。

(例) 研修体制の充実、協議会の活用、監査の適正実施とフィードバック

⑨ 障害福祉人材の確保に関すること

関係団体等からの要望が多い「障害福祉人材の確保」について、基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

#### 4. 成果目標等に関する事項 (案)

○ 現行の指針では、主なポイントとして、以下の①～⑥を掲げており、

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑥ 発達障害者支援の一層の充実

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、以下の5つの柱を定めている。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

○ 次期指針の柱立てについては、最近の施策の主な動きに鑑み、基本的な事項と「達成すべき基本的な目標」（成果目標）としては、例えば下記のものと考えられる。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者の増加、施設入所者の削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇（新規）

※定義例：精神病床からの退院者のその後1年間の地域生活総日数を精神病床からの退院者実人数で除したもの。

・精神病床における1年以上長期入院患者数の減少（65歳以上、65歳未満の内訳）

・精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇

③ 地域生活支援拠点等における機能の充実

地域生活支援拠点等が各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備された状態の堅持及び地域生活支援拠点等が有する機能の充実

④ 福祉施設利用者の一般就労への移行・定着の推進

・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の増加（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型別を追加）

・就労定着支援事業の利用者の増加（新規）

・就労定着支援事業による支援から一年後の職場定着率の向上

⑤ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置（各市町村に1つ）、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保（各都道府県に1つ）及び保育所等訪問支援の充実

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

○ 「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」（活動指標）の主なものとしては、例えば下記のものとするのが考えられる。

① 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減

（例）・共同生活援助の利用者数、地域相談支援（地域移行支援）の利用者数、自立生活援助の利用者数 等

・施設入所支援の利用者数 ※サービス量の減少を目指す。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（例）・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置及び実施状況

・障害福祉サービス種類別（地域移行支援、共同生活援助、地域定着支援、自立生活援助）の精神障害者の利用者数

・精神科病床退院患者の退院後の行き先

- ③ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等における機能の充実  
 (例) 機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
- ④ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加及び就職後の職場定着率の向上  
 (例) 就労系障害福祉サービス利用者の一般就労への移行者数、就労定着支援の利用者数及び支援開始1年後職場定着率 等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の充実  
 (例) ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、訪問型児童発達支援の利用児童数 等  
 ・ 利用日数及び障害児相談支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用児童数 等  
 ※これらの活動指標については、地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケアを必要とする障害児のニーズ、認定こども園や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入れ状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して設定する。
- ⑥ 発達障害者等及び家族等支援体制の確保  
 (例) ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数  
 ・ペアレントメンターの人数  
 ・ピアサポートの活動への参加人数

## 5. 第4期、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の目標の実績について

### 1. 目標の実績について

※以下の表内における「目標」は、国が示した目標値を記載

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ① 地域生活移行者

【基本指針上の目標（第5期計画）】

平成28年度末時点において福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和2年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとする。

項目	第4期障害福祉計画				第5期障害福祉計画	
	H27	H28	H29	H29 目標	H30	R2 目標
地域生活移行者	3.3% (4,346人)	4.6% (6,045人)	5.8% (7,628人)	12% (15,833人)	調査中	9% (11,668人)

※割合は、第4期障害福祉計画は、H25年度末入所者数（131,938人）で除した数であり、第5期福祉計画は、H28年度末入所者数（129,648人）で除した数である。

（分析）

- 施設入所者の重度化・高齢化により、地域移行者数が減少している。
- 第4期の目標は、平成17年10月から平成24年度末の地域移行者数の伸び率を踏まえて設定されているが、障害者自立支援法への経過措置期間（平成18年10月から平成23年度末）中に、中軽度の入所者の地域移行が進んだと考えられ、この期間を含んだ伸び率を用いたことにより、目標が高く見込まれていたことが考えられる。

## ② 福祉施設入所者の削減

【基本指針上の目標（第5期計画）】

令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

項目	第4期障害福祉計画				第5期障害福祉計画	
	H27	H28	H29	H29目標	H30	R2目標
福祉施設入所者の削減	1.3% (1,693人)	1.7% (2,290人)	2.1% (2,802人)	4% (5,278人)	調査中	2% (2,593人)

※割合は、第4期障害福祉計画は、H25年度末入所者数（131,938人）で除した数であり、第5期福祉計画は、H28年度末入所者数（129,648人）で除した数である。

（分析）

- 第4期の目標は、平成17年10月から平成24年度末の施設入所者の削減率を踏まえて設定されているが、障害者自立支援法への経過措置期間（平成18年10月から平成23年度末）中に、中軽度の入所者の地域移行が進んだと考えられ、この期間を含んだ伸び率を用いたことにより、目標が高く見込まれていたことが考えられる。
- 障害者支援施設入所者は、障害の重度化が進んでおり、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分に整っておらず、入所者が地域での生活を望んでも対応ができなかったのではない。

## （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

【基本指針上の目標（第5期計画）】

令和2年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

項目	第5期障害福祉計画	
	H30	R2目標
圏域ごとの設置を満たす都道府県	21 県(※)	圏域ごとに設置

(分析)

- 圏域ごとの協議の場が設置されている都道府県は21であり、令和2年度末までに設置を予定しているのは12都道府県、「未確定」とした都道府県は0となっているが、3都道府県がアンケートに未回答であるため、計画終了年度末までに、すべての圏域ごとの協議の場について設置が見込める状況であるか予測できない。
- 構築支援事業アンケートの回収を徹底させることにより、全都道府県における圏域ごとの協議の場の設置状況を確認していくことが必要である。

※「精神障害にも対応したケアシステムの構築支援事業アンケート調査集計結果」

平成30年4月1日時点もしくは31年1月1日時点 回答数：44 都道府県 回答率93.6%

## ② 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

【基本指針上の目標（第5期計画）】

令和2年度末までに全ての市町村ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

項目	第5期障害福祉計画	
	H30	R2目標
市町村ごとの設置を満たす都道府県	414 市町村(※)	市町村ごとに設置

(分析)

- 市町村ごとの設置を満たす市町村は414（回答数全体の39.6%）、「未着手」と回答した市町村は、476（回答数全体の45.5%）である。
- アンケート未回答の市町村や未着手と回答した市町村については、協議の場の設置に向けた方法や好事例等、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」等で周知するなど、設置に向けた支援を行っていく必要がある。
- 構築支援事業アンケートの回収を徹底させることにより協議の場の設置に向けて必要な支援を把握する必要がある。

※「精神障害にも対応したケアシステムの構築支援事業アンケート集計結果」

平成31年1月1日時点 回答数：1,097 市町村 回答率63.6%

### ③ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数

#### 【基本指針上の目標（第 5 期計画）】

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することに寄って、1 年以上長期入院患者のうち、算出式により算定した令和 2 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を目標値として設定する。

項目	（65 歳未満）		（65 歳以上）		合計	
	H30	R2 目標	H30	R2 目標	H30	R2 目標
1 年以上の長期入院患者数	64,870 人 (※)	5.4 万人～ 5.8 万人	106,750 人 (※)	9.2 万人～ 9.8 万人	171,620 人 (※)	14.6 万人～ 15.7 万人

(※) 第 5 期の目標設定に用いた長期入院患者数については、患者調査を基にした患者数を用いた推計式により算出（H29 年患者調査：精神病床における 1 年以上入院患者数は、17 万 1 千人）。H30 年度の長期入院患者数については、精神保健福祉資料 630 調査を用いている。

#### （分析）

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定の一つとして、①地域移行を促す基盤整備、②治療抵抗性統合失調症治療薬の普及、③認知症施策の推進、これらによる平成 30 年度からの政策効果を差し引いた結果を入院需要の目標値と設定している。各①～③の平成 30 年度以降の値もないため、現時点での分析は困難である。
- 入院需要を推計する際の政策効果について、将来的には見直すことも考えなければならないが、次期計画においては、第 7 次医療計画（2018 年度～2023 年度）と整合性を図るため、同様の考え方（計算式）を用いる必要がある。

### ④ 精神病床における早期退院率

#### (1) 入院後 3 ヶ月時点の退院率

#### 【基本指針上の目標（第 5 期計画）】

入院後 3 か月時点の退院率について、令和 2 年度における目標を 69%以上とする。

項目	第 4 期障害福祉計画				第 5 期障害福祉計画	
	H27	H28	H29	H29 目標	H30	R2 目標
入院後 3 ヶ月時点の退院率	65.0%	64.2%	63.3%	64%	63.5%	69%

(分析)

- 第4期の目標設定に用いた退院率は、630調査結果の上位5都道府県の平均値を目標値と定めていたが、平成29年度実績値はNDBデータを使用しているため、一概に比較できないところである。NDBを用いて、同じ条件で算出した目標値は72%であり、実績値はNDBを用いて算出された目標値には到達していない。
- 第5期は平成27年時点の上位10%の都道府県の水準を目標とし、45都道府県が基本指針を満たす水準を設定しているが、都道府県間のばらつきが多いことから目標の設定について検討の必要があるのではないか。

## (2) 入院後6ヶ月時点の退院率

【基本指針上の目標（第5期計画）】

入院後6か月時点の退院率について、令和2年度における目標を84%以上とする。

項目	(参考)		第5期障害福祉計画	
	H28	H29	H30	R2目標
入院後6ヶ月時点の退院率	82.0%	81.0%	80.7%	84%

(分析)

平成27年の6ヶ月時点退院率の実績上位10%の都道府県の水準を目標とし、45都道府県が基本指針を満たす水準を設定しているが、都道府県間のばらつきが多いことから目標の設定について検討の必要があるのではないか。

## ⑤ 入院後1年時点の退院率

【基本指針上の目標（第5期計画）】

入院後1年時点の退院率について、令和2年度における目標を90%以上とする。

項目	第4期障害福祉計画				第5期障害福祉計画	
	H27	H28	H29	H29目標	H30	R2目標
入院後1年時点の退院率	89.2%	89.0%	87.9%	91%	88.3%	90%

(分析)

- 第4期の目標設定に用いた退院率は、630調査結果の上位5都道府県の平均値を目標値と定めていたが、平成29年度実績値はNDBデータを使用しているため、一概に比較できないところである。
- NDBを用いて、同じ条件で算出した目標値は92%であり、実績値はNDBを用いて算出された目標値には到達していない。
- 第5期は平成27年時点の上位10%の都道府県の水準を目標とし、45都道府県が基本指針を満たす水準を設定しているが、都道府県間のばらつきが多いことから目標の設定について検討の必要があるのではないかと。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

【基本指針上の目標（第5期計画）】

地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

項目	第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画	
	H29	H29 目標	H30	R2 目標
地域生活支援拠点等数	181 市町村	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ	調査中	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ

※ 圏域数：352カ所 市町村数：1,741カ所

(分析)

- 地域生活支援拠点等の整備を進めるに当たっての手順や参考となる事例が不足したため、各自治体の着手が遅れたのではないかと。
- 事業者側としても、地域生活支援拠点等となることのメリットを感じることが出来ず、自治体への要望も行われていなかったのではないかと。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設利用者の一般就労への移行者

【基本指針上の目標（第5期計画）】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることが望ましい。

項目	第4期障害福祉計画				第5期障害福祉計画	
	H27	H28	H29	H29 目標	H30	R2 目標
一般就労移行者数	1.7倍 (14,185人)	1.7倍 (14,492人)	1.9倍 (15,957人)	2.0倍 (16,676人)	調査中	1.5倍 (21,738人)

※割合は、第4期障害福祉計画は平成24年度の一般就労移行者数(8,338人)で除した数であり、第5期障害福祉計画はH28年度の一般就労移行者数(14,492人)で除した数である。

(分析)

目標は平成24年度の2倍以上とすることを基本としている。第4期障害福祉計画では、平成24年度の一般就労移行者数8,338人。平成29年度の実績としては、一般就労移行者15,957人。一般就労移行比率1.9倍で未達成であるが、都道府県計画では、1.9倍を掲げており、その部分に関しては、計画通り。

## ② 就労移行支援事業の利用者数

【基本指針上の目標(第5期計画)】

令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加する。

項目	第4期障害福祉計画				第5期障害福祉計画	
	H27	H28	H29	H29 目標	H30	R2 目標
就労移行支援事業の利用者数	1.1倍 (31,030人)	1.2倍 (32,238人)	1.2倍 (33,881人)	1.6倍 (44,544人)	調査中 (人)	1.2倍 (38,686人)

※割合は、第4期障害福祉計画はH25年度末における利用者数(27,840人)で除した数であり、第5期福祉計画はH28年度末における利用者数(32,238人)で除した数である。

(分析)

- 目標は平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成25年度末における利用者の6割以上増加することを基本としている。第4期障害福祉計画では、平成25年度末の就労移行支援事業所の利用者数27,840人。平成29年度の実績として、就労移行支援事業の利用者数33,881人であり、就労移行支援利用率1.2倍で未達成。
- 目標として、制度創設当初の利用者数の伸び率を根拠に設定されているが、一定期間が経過し、伸び率が鈍化したことが未達成の要因と考えられる。なお、利用者の獲得について、主に特別支援学校の卒業生、地域福祉施設の利用者などが考えられるところ、現状では、特別支援学校から障害福祉サービスを利用する者は減少傾向にあることから、精神障害や発達障害の増加を見込んだとしても、今後引き続き利用者を一定数確保するためには、他の障害福祉サービス(就労継続支援A型や就労継続支援B型)の利用者からの掘り起こしが必要と考えられる。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

【基本指針上の目標（第5期計画）】

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

項目	第4期障害福祉計画				第5期障害福祉計画	
	H27	H28	H29	H29 目標	H30	R2 目標
就労移行支援事業所の就労移行率	37.6%	39.3%	44.2%	50%	調査中	50%

※割合は就労移行率が3割以上の事業所の割合を記載している。

(分析)

- 目標は就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としている。考え方としては、就労移行率が3割以上の事業所の平成23年度実績(27.1%)から過去5年実績による平均増加率は2.6%増となっており、平成29年度の就労移行率の推計は42.7%となるため、一般就労が進んでいる事業所が全体の5割以上となる事を目指すものとして設定されている。
- 平成29年度の実績として、44.2%で未達成。移行率0%の事業所が依然として約30%前後で推移しており、これらの事業所の移行率を改善出来なかったことが未達成の要因のひとつと考えられる。

④ 就労定着支援事業による1年後の職場定着率

【基本指針上の目標（第5期計画）】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

項目	第5期障害福祉計画	
	H30	R2 目標
1年後の職場定着率	—	80%

(分析)

平成30年度に創設された新サービスであるため、現時点では、実態の把握が困難である。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【基本指針上の目標（第1期計画）】

令和2年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。

また、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和2年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

項目	第1期障害児福祉計画	
	H30	R2目標
児童発達支援センターの設置	551 市町村	各市町村に1箇所以上
保育所等訪問支援体制の構築	728 市町村	全ての市町村で実施

(分析)

- 児童発達支援センターの設置率は30%程度、保育所等訪問支援の体制構築率は40%程度。
- 保育所等訪問支援については、自治体や事業者を実施のノウハウがないという声があることから、好事例の収集及び全国周知による横展開が必要か。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所確保

【基本指針上の目標（第1期計画）】

令和2年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。

項目	第1期障害児福祉計画	
	H30	R2目標
児童発達支援事業所の確保	479 市町村	各市町村に1箇所以上
放課後等デイサービス事業所の確保	519 市町村	各市町村に1箇所以上

(分析)

- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保率は児童発達支援・放課後等デイサービス共に30%弱。
- 未達成の自治体について引き続き確保を呼びかけるとともに、当該地域における重症心身障害児の状況（該当児童がいない等）について把握に努める必要がある。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【基本指針上の目標（第1期計画）】

平成30年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

項目	第1期障害児福祉計画	
	H30	H30 目標
各都道府県での設置	45/47	全ての都道府県での設置
各圏域での設置	150/352	全ての圏域での設置
各市町村での設置	796/1,741	全ての市町村での設置

(分析)

- 設置率は都道府県の95%、圏域及び市町村はそれぞれ40%程度。
- 引き続き、設置率100%に向けて取り組んでいただくとともに、協議の場の質の向上のため、各協議の場には医療的ケア児等コーディネーターが参画することがのぞましいことを引き続き求める必要がある。

## 2. 障害福祉計画等の実効性の確保について

障害福祉計画等の実効性を高めていくため、各年度の取組状況について、ホームページに掲載することにより、達成状況を把握してはどうか。